

公益社団法人日本ホッケー協会 ユニフォーム規程

1. この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が主催または共催する大会に参加するチームのユニフォームに関する基準を定めるものである。
2. 大会に参加するチームは、ファーストユニフォームおよびセカンドユニフォームとしてのフィールドプレイヤーのシャツ、パンツ/スコート、ソックスとゴールキーパーのシャツの色を大会参加申込書にて登録しなければならない。
3. フィールドプレイヤーのユニフォームに係わる事項は下記のとおり定める。
 - 3.1 ファーストおよびセカンドユニフォームのうちのひとつのセットは、シャツ、パンツ/スコート、ソックスそれぞれの 80%以上が単色でなければならない。もうひとつのセットは他のセットとは全く違う色でなくてはならない。ソックスの色は、上記の条件を満たす限り、何色でも良い。
 - 3.2 背番号は、はっきりと塗り潰された(輪郭線でない)数字で次の 2 か所に明示する。
 - a 上下 16cm 以上、30cm 以下の文字でプレイヤーのシャツの背面。
 - b 上下 7cm 以上、9cm 以下の文字でプレイヤーパンツ/スコートの前面で太ももの高さ。
 - 3.3 プレイヤーの名前を表示する場合、プレイヤーの名前は、
 - a シャツの背面に表示されていること(ゴールキーパー特権を有するフィールドプレイヤーとして出場している場合を除く)
 - b はっきりと塗り潰された(輪郭線でない)上下が 6cm 以上、10cm 以下の文字であること
 - c プレイヤーの背番号より上に配置し、背番号が明瞭に見えるようにすること
 - 3.4 ユニフォームは全員が同じ仕様のもを着用しなければならない。袖の長さ、襟の有無等の規制はないが、試合に参加する選手全員のユニフォームは同じ仕様でなければならない。(長袖なら全員長袖、半袖なら全員半袖を着用する)
 - 3.5 ロングアンダースパッツ、アンダーシャツは着用してはならない。ただし、ユニフォームの内側で外面から見えない範囲に着用するものや、立った姿勢でスコートの下に外面から見えない範囲で着用しているアンダースパッツは着用してもよい。スコートの下にアンダースパッツを着用する場合は、全員が同色のものを着用しなければならない。
 - 3.6 厳寒期には、ユニフォームの袖からはみ出るアンダーシャツを着用してよいが、同じ仕様のもを全員が着用しなければならない。事前に大会 TD の承認を要する。
 - 3.7 襟元や袖口からはみ出てユニフォームの原型を変えるような下着・インナーウェアは着用してはならない。
 - 3.8 上項に関わらず、宗教上および医師の指示による健康上の理由による着用物に制限はないが、事前に TD の承認を必要とする。
4. ゴールキーパーのユニフォームに係わる事項は下記のとおり定める。
 - 4.1 ファーストおよびセカンドユニフォームのシャツは、フィールドプレイヤーのファーストお

- よびセカンドユニフォームのシャツの色と全く違う色でなくてはならない。
- 4.2 背番号は、はっきりと塗り潰された(輪郭線でない)数字で次の2か所に明示する。
- a 上下16cm以上、30cm以下の文字でシャツの背面。
 - b 上下7cm以上、20cm以下の文字でシャツの前面。
- 4.3 プレイヤーの名前を表示する場合、プレイヤーの名前は、
- a シャツの背面に表示されていること(ゴールキーパー特権を有するフィールドプレイヤーとして出場している場合を除く)
 - b はっきりと塗り潰された(輪郭線でない)上下が6cm以上、10cm以下の文字であること
 - c プレイヤーの背番号より上に配置し、背番号が明瞭に見えるようにすること
5. シューズの色は何色でも良い。
6. ゴールキーパーの装具の色は何色でも良い。
7. 大会主催者は、大会に参加するプレイヤーのユニフォームに広告を表示させる権利を有し、その要請があった場合は、チームはユニフォームの指定の位置に広告を貼付しなければならない。貼付する広告は、主催者がチームに無償で提供する。
8. チームが大会参加にあたりユニフォームに広告表示することを希望する場合は、下記に基づき主催者が決定する。
- 8.1 大会開始日の3日前までに表示する広告の図柄、大きさ、位置を主催者に申請しなければならない。
 - 8.2 酒およびたばこ商品名の広告は許可されない。
 - 8.3 主催者は、公序良得に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により、申請を却下することができる。
 - 8.4 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。
 - 8.5 広告の表示が認められた場合、チームは、広告1か所につき10,000円をJHA特別協賛金として納入しなければならない。
9. 大会主催者は、大会に参加する競技役員の公式ウェア(アンパイアシャツ、大会ジャンパー等)に広告を表示させる権利を有する。
10. 大会への参加に関わらず、大会に参加する競技役員の公式ウェア(アンパイアシャツ、大会ジャンパー等)に広告を提供し、表示させることを、誰でも希望することができる。その場合は、下記に基づき主催者に申請を行わなければならない。
- 10.1 大会開始15日前までに、表示する広告の図柄、大きさ、表示させるウェアおよび位置を主催者に申請しなければならない。
 - 10.2 酒およびたばこ商品名の広告は許可されない。
 - 10.3 主催者は、公序良得に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により、申請を却下

することができる。

- 10.4 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。
- 10.5 広告の表示が認められた場合、申請者は、広告 1 か所につき 50,000 円を JHA 特別協賛金として納入しなければならない。また、表示する広告を主催者に無償で提供しなければならない。広告の表示（貼付）に係わる費用は原則として申請者が負担する。

11. 本規程に係わる疑義および定めのない事項は、JHA 技術委員長が関係機関と協議のうえ決定する。

12. 本規程は、2016 年 4 月 1 日より効力を有する。それに伴い、JHA ユニフォーム基準、登録規程のユニフォームに係わる規定を廃止する。